

議第31号

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(日々の教育及び保育の指導における留意事項)</p> <p>第11条 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)・(9) 略 (管理運営等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(日々の教育及び保育の指導における留意事項)</p> <p>第11条 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>(9)・(10) 略 (管理運営等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>7 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度</u></p>

6・7 略「  
付 則

1・2 略

3 第4条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び付則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第6項において同じ。）をもって代えることができる。

4・5 略

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第

に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

8・9 略  
付 則

1・2 略

3 第4条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び付則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

4・5 略

6 第4条第1項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第

3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略		
付則第5項	第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

7 略

3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略		
付則第5項	第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
付則第6項	第4条第1項により置かなければならない保育士の資格を有する者	保健師等

8 略

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第2条 認定こども園において、改正後の第15条第7項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第6項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

### (提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。